

## 【いわき市幼稚園条例及びいわき市保育所条例の一部改正について】

## 1 各条例について

本市が設置している幼稚園（全18施設）及び保育所（全33施設）について、地方自治法に基づく公の施設の設置条例として、名称や位置（所在地）などを規定。

## 2 平成30年2月定例会における条例改正の主な内容について

今回、次により、条例改正の必要が生じたことから、平成30年2月定例会（2月22日開会予定）に各条例の一部改正案を提出予定。

## 【主な改正内容】

## ① 市幼稚園条例：

- 内町幼稚園（内郷内町前田19）の廃止

（当該幼稚園の項を削除：施行予定日：公布の日）

【理由】施設の老朽化等及び利用児童数の減少のため（H28年度から休止中）



※1号の利用定員：40人については、廃止に伴い皆減となるが、この分につき、29.6ローリング時（第3回分科会）における31年度の数値に反映済みであり、マイナスにはならない

## ② 市保育所条例：

- 白土保育所の位置等の変更（施行予定日：平成30年4月1日）

【理由】老朽化等に伴う改築のため

改正前		⇒	改正後	
位置	入所定員		位置	入所定員
① いわき市平字愛谷町一丁目4番地の1	200人		② いわき市平字東町23番地の1	160人

※現・利用定員（141人）に変更なし

